

のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第14条の2関係）

路 線 名	区 間
高速自動車国道 北陸自動車道	小矢部市内山地内 石川県境から 下新川郡朝日町境地内 新潟県境まで
高速自動車国道 東海北陸自動車道	南砺市成出地内 岐阜県境から 小矢部市水島地内 小矢部砺波 J C T まで
一般国道8号	下新川郡朝日町境地内 新潟県境から 下新川郡朝日町平柳地内 平柳交差点まで
一般国道8号	下新川郡朝日町南保字梅枝1498番3から 小矢部市安楽寺地内 石川県境まで
一般国道8号	小矢部市芹川地内 芹川東交差点から 高岡市福岡町木舟地内 福岡 I C まで
一般国道8号	下新川郡入善町上野1578番1 上野交差点から 黒部市古御堂地内 古御堂（東）交差点まで
一般国道41号	富山市笹津字上平割623番1先から 富山市高内地内 高内交差点まで
一般国道41号	富山市下大久保字八番割3194番5から 富山市金泉寺65番の1まで
一般国道156号	砺波市太郎丸地内 太郎丸交差点から 高岡市上四屋663番の1まで
一般国道160号	氷見市稲積地内 稲積交差点から 氷見市大野新地内 幸町北交差点まで
一般国道160号	氷見市幸町地内 幸町交差点から 高岡市四屋855番1まで
一般国道359号	砺波市豊町地内 太郎丸交差点から 砺波市豊町地内 砺波 I C 前交差点まで
一般国道415号	富山市針原中町字馬放917番3から 富山市水橋市田袋117番2まで
一般国道415号	富山市千原崎一丁目56番先から 富山市千原崎地内 千原崎西交差点まで
一般国道415号	富山市千原崎一丁目2番5から 富山市千原崎一丁目6番3号先まで
一般国道415号	射水市作道字中不湖798番4から 射水市堀岡古明神字浜田120番先まで
一般国道415号	高岡市伏木国分一丁目384番先から 高岡市吉久一丁目2920番26先まで
一般国道415号	氷見市大野地内 氷見 I C から 氷見市鞍川地内 幸町交差点まで
一般国道470号	小矢部市水島地内 小矢部砺波 J C T から 氷見市大野地内 氷見 I C まで

一般国道471号	小矢部市後谷地内 後谷交差点から 小矢部市安楽寺字別当島691番1まで
一般国道472号	射水市作道198番から 射水市上野553番まで
主要地方道 富山立山魚津線	富山市西中野町一丁目15番から 富山市中川原字土場割273番5まで
主要地方道 富山立山魚津線	中新川郡立山町辻地内 立山 I C 交差点から 中新川郡立山町辻地内 辻 (南) 交差点まで
主要地方道 新湊庄川線	射水市坂東地内 坂東交差点から 射水市小泉87番先まで
主要地方道 新湊庄川線	高岡市中曾根505番1先から 高岡市中曾根1155番1先まで
主要地方道 砺波福光線	砺波市栄町28番から 砺波市出町16番1まで
主要地方道 伏木港線	高岡市伏木矢田293番6から 高岡市広小路107番先まで
主要地方道 高岡羽咋線	高岡市北島1554番先から 高岡市国吉1215番2先まで
主要地方道 富山港線	富山市北新町地内 北新町交差点から 富山市中島地内 中島 I C まで
主要地方道 富山港線	富山市中島一丁目字流田割29番6から 富山市千原崎一丁目2番5まで
主要地方道 富山港線	富山市西宮町地内 岩瀬西宮交差点から 富山市東岩瀬町31番先まで
主要地方道 富山魚津線	富山市千原崎地内 千原崎交差点から 富山市岩瀬天神町62番先まで
主要地方道 小杉婦中線	射水市戸破字神明625番2先から 射水市黒河1986番先まで
主要地方道 小矢部伏木港線	高岡市国吉1215番2先から 高岡市東海老坂字大坪490番3まで
主要地方道 新湊平岡線	富山市本郷中部139番から 富山市野町字円角割27番8まで
主要地方道 小矢部福光線	小矢部市平桜地内 小矢部 I C から 小矢部市後谷地内 後谷交差点まで
主要地方道 富山高岡線	富山市大手町7番2から 富山市野町字円角割24番9まで
主要地方道 富山高岡線	射水市小島地内 日本電工(株)前から 射水市大島北野地内 北野交差点まで
主要地方道 菟輪滑川インター線	滑川市金屋931番1から 滑川市上小泉字鹿熊田割10番3まで
主要地方道 石垣魚津インター線	魚津市大海寺野地内 魚津 I C 入口交差点から 魚津市本江地内 本江東交差点まで
主要地方道 若栗生地線	黒部市荻生字大門8741番7から 黒部市生地中区246番3まで

主要地方道 若栗生地線	黒部市荻生地内 黒部 I C 交差点から 黒部市荻生地内 黒部 I C 口交差点まで
主要地方道 富山環状線	富山市荒川地内 荒川東部交差点から 富山市天正寺地内 天正寺交差点まで
主要地方道 高岡環状線	高岡市能町555番182から 高岡市下伏間江576番先まで
主要地方道 高岡環状線	高岡市二塚454番2先から 高岡市六家字苧田933番1先まで
主要地方道 高岡環状線	高岡市長慶寺446番4先から 高岡市米島字表向445番1先まで
主要地方道 高岡小杉線	高岡市赤祖父地内 赤祖父交差点から 射水市上野地内 五歩一交差点まで
主要地方道 高岡氷見線	高岡市昭和町二丁目258番10から 高岡市岩坪字東割873番2まで
主要地方道 富山大沢野線	富山市飯野字八幡割24番から 富山市双代町40番3まで
主要地方道 富山外郭環状線	富山市新保字石原割178番4から 富山市下熊野字柳原割292番2まで
主要地方道 富山外郭環状線	富山市安養寺509番2から 富山市安養寺438番2まで
主要地方道 富山外郭環状線	中新川郡立山町利田地内 利田曾我交差点から 中新川郡立山町利田160番1まで
一般県道 富山滑川魚津線	滑川市上小泉字鹿熊田割10番3から 魚津市住吉字前川原1074番1まで
一般県道 富山滑川魚津線	富山市水橋市田袋117番2から 富山市水橋鏡田1055番地先まで
一般県道 八幡田稻荷線	富山市東町一丁目7番6から 富山市海岸通字八幡田割3番80まで
一般県道 堀岡小杉線	射水市堀岡古明神字浜田120番先から 射水市片口65番まで
一般県道 片口牧野線	射水市片口65番から 射水市片口359番1先まで
一般県道 鹿西氷見線	氷見市稲積地内 氷見北 I C 交差点から 氷見市稲積地内 稲積交差点まで
一般県道 姫野能町線	高岡市石丸487番1から 高岡市能町2841番まで
一般県道 流杉町袋線	富山市金泉寺228番2から 富山市針原中町字馬放917番3まで
一般県道 串田新黒河線	射水市橋下条15番1から 射水市黒河3355番まで
市道 住吉4号線	魚津市住吉字前川原1074から 魚津市住吉字中沼249まで
市道 蜷川上野線	富山市蜷川146-1番から 富山市上野字宮西割846-3番地まで

市道 下熊野吉岡線	富山市下熊野字庄平割204番4から 富山市吉岡664番まで
市道 今泉安養寺線	富山市安養寺465番地2から 富山市安養寺1788番地7まで
市道 綾田北代3号線	富山市窪本町字三番沼割1の1番地から 富山市窪本町まで
市道 綾田北代2号線	富山市窪本町から 富山市綾田町早稲田割62の17番地まで
市道 田中線	富山市綾田町早稲田割62の17番地から 富山市上富居字苗代割1130の8番地まで
市道 上富居42号線	富山市上富居字大百苺275番1地先から 富山市上富居字大百苺229番16地先まで
町道 辻横水線	下新川郡朝日町山崎159番の2から 下新川郡朝日町殿町745番まで
町道 殿町細野線	下新川郡朝日町殿町751番から 下新川郡朝日町山崎新37番まで
町道 曾我線	中新川郡立山町利田160番1から 中新川郡立山町西芦原字西芦原前1番1まで
町道 曾我1号線	中新川郡立山町利田183番1から 中新川郡立山町銚木190番1まで
町道 曾我2号線	中新川郡立山町銚木328番1から 中新川郡立山町利田208番まで
町道 曾我3号線	中新川郡立山町利田204番3から 中新川郡立山町利田204番2まで
市道 新田三田線	富山市八尾町新田1021番から 富山市八尾町新田180番まで
市道 大門針原線	射水市橋下条1479番3から 射水市橋下条1491番2まで
市道 大門針原線	射水市橋下条1491番2から 射水市本田444番4まで
市道 神主町出来田1号線	高岡市赤祖父地内 赤祖父交差点から 高岡市赤祖父地内 問屋センター入口交差点まで
港湾道路 臨港道路西線	射水市奈呉の江54番地から 射水市作道地内 新港の森南交差点まで
港湾道路 臨港道路北線	高岡市石丸地内 石丸交差点から 射水市海王町地内 新湊大橋(西)交差点まで
広域農道	下新川郡朝日町南保1498-1番地から 下新川郡朝日町山崎地先まで

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

~~~~~  
告 示  
~~~~~

富山県告示第164号

指定代理納付者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 231号の 2 第 6 項に規定する指定代理納付者を指定したので、富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第29条の 2 の規定により告示する。

令和 3 年 4 月 1 日

富山県知事 新 田 八 朗

- 1 指定代理納付者の名称及び主たる事務所の所在地
株式会社エフレジ
大阪府大阪市北区大深町 4 番 20 号 グランフロント大阪タワー A
- 2 指定代理納付者に納付させる歳入
個人事業税及び不動産取得税（指定代理納付者が提供するインターネットによる公金支払システム及びその決済基盤を利用して代理納付させるものに限る。）
- 3 指定代理納付者に歳入を納付させる期間
令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで

富山県告示第165号

ワクワクとやま応援寄附金の収納事務の委託について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 158条第 1 項の規定により、ワクワクとやま応援寄附金の収納の事務を次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 3 年 4 月 1 日

富山県知事 新 田 八 朗

- 1 委託した相手方の名称及び所在地
株式会社トラストバンク
東京都渋谷区渋谷二丁目24番12号

2 委託内容

ワクワクとやま応援寄附金の収納事務

3 委託年月日

令和3年4月1日

富山県告示第166号

富山県沿岸漁業改善資金の償還金の収納事務の委託についての一部改正について

富山県沿岸漁業改善資金の償還金の収納事務の委託について（昭和54年富山県告示第1541号）の一部を次のように改正し、令和3年4月1日から施行する。

令和3年4月1日

富山県知事 新 田 八 朗

「富山市舟橋北町4番19号」を「千葉県千葉市中央区新宿2丁目3番8号」に、
「富山県信用漁業協同組合連合会」を「東日本信用漁業協同組合連合会」に改める。
(水産漁港課)

富山県告示第167号

道路の区域変更について

次のとおり道路の区域を変更するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において4月1日から1箇月間一般の縦覧に供する。

令和3年4月1日

富山県知事 新 田 八 朗

道路の種類 及び路線名	区 間	変 更 前後別	記号	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル	縦覧場所
----------------	-----	------------	----	---------------	-------------	------

主要地方道 入善朝日線	下新川郡入善町藤原96番 2から 下新川郡入善町古黒部 3885番まで	変更前	A	最大 12.7 最小 4.5	1241.6	新川土木 センター 入善土木 事務所
	下新川郡入善町藤原96番 2から 下新川郡入善町古黒部 3887番まで		B	最大 34.1 最小 6.8	1445.3	
	下新川郡入善町古黒部 3920番から 下新川郡入善町古黒部 3920番まで		C	最大 9.4 最小 7.7	112.0	
	下新川郡入善町藤原96番 2から 下新川郡入善町古黒部 3887番まで	変更後	B	最大 34.1 最小 6.8	1445.3	
県道 藤原横山君 島線	下新川郡入善町藤原 143 番から	変更前		最大 24.2 最小 6.2	224.2	新川土木 センター 入善土木 事務所
	下新川郡入善町藤原 1 番 まで	変更後		最大 16.7 最小 7.7	14.1	
国道 415号	高岡市太田字伊勢領1265 番から 高岡市太田字かう 田5100 番 2 まで	変更前	A	最大 48.6 最小 8.5	2222.9	高岡土木 センター
	高岡市太田字伊勢領1265 番から 高岡市太田字かう 田5100 番 2 まで	変更後	A	最大 48.6 最小 8.5	2222.9	
	高岡市太田字伊勢領1511 番 6 から 高岡市太田字沢4947番 1 まで		B	最大 4.1 最小 3.0	2222.9	
国道 415号	氷見市島尾 265番から 氷見市島尾1121番まで	変更前	A	最大 13.3 最小 11.0	651.3	高岡土木 センター 氷見土木 事務所

	氷見市島尾 265番から 氷見市島尾1121番まで	変更後	A	最大 13.3 最小 11.0	651.3	
	氷見市島尾字浦2205番1 から 氷見市島尾字浦2205番1 まで		B	最大 7.7 最小 4.0		
主要地方道 小矢部伏木 港線	小矢部市八和町 769番地 先から 小矢部市西中野字坂東 834番4まで	変更前		最大 42.0 最小 3.7	1750.0	高岡土木 センター 小矢部土 木事務所
	小矢部市中央町 297番2 から 小矢部市西中野字坂東 621番2まで		変更後			

富山県告示第168号

道路の供用開始について

次のとおり道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第2項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において4月1日から1箇月間一般の縦覧に供する。

令和3年4月1日

富山県知事 新 田 八 朗

道路の種類 及び路線名	区 間	供用開始の期日	縦覧場所
県道 富山朝日自 転車道線	下新川郡朝日町宮崎字横田3239番6 から 下新川郡朝日町境字馬場 282番1ま で	令和3年4月1日	新川土木 センター 入善土木 事務所
国道 415号	高岡市太田字伊勢領1511番6から 高岡市太田字沢4947番1まで	令和3年4月1日	高岡土木 センター

国道 415号	氷見市島尾字浦2205番1から 氷見市島尾字浦2205番1まで	令和3年4月1日	高岡土木 センター 氷見土木 事務所
------------	------------------------------------	----------	-----------------------------

富山県告示第169号

道路の区域決定について

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のとおり決定したので、同項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において4月1日から1箇月間一般の縦覧に供する。

令和3年4月1日

富山県知事 新 田 八 朗

道路の種類 及び路線名	区 間	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル	縦覧場所
県道 富山朝日自 転車道線	下新川郡朝日町宮崎字横田3239 番6から 下新川郡朝日町境字馬場282番 1まで	最大 13.1 最小 2.5	981.7	新川土木 センター 入善土木 事務所

富山県告示第170号

車両制限令第3条第1項第3号の規定による道路の指定及び同令第10条第1項の規定による通行方法の公示について

車両制限令（昭和36年政令第265号。以下「政令」という。）第3条第1項第3号の規定により通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を次のとおり指定し、併せて、政令第10条第1項の規定により当該道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を次のとおり定める。

令和3年4月1日

富山県知事 新 田 八 朗

1 政令第3条第1項第3号の規定により指定する道路の路線名及び区間

路線名	区間
主要地方道 富山環状線	富山市荒川二丁目3番112から 富山市天正寺1067番まで
主要地方道 富山立山魚津線	中新川郡立山町辻94番地先から 中新川郡立山町辻56番まで
主要地方道 富山外郭環状線	中新川郡立山町利田 372番1 から 中新川郡立山町利田 160番1 まで

2 指定する期日

令和3年4月1日

3 政令第10条第1項の規定により定める車両の通行方法

(1) 走行位置の指定

トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵すおそれがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に出入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

(2) 後方警戒措置

後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法0.23メートル以上、縦寸法0.12メートル以上（又は横寸法0.12メートル以上、縦寸法0.23メートル以上）の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

(3) 道路情報の収集

道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認のうえ走行すること。

富山県告示第171号

車両制限令第3条第1項第2号イの規定による道路の指定について

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第2号イの規定により、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大25トンである道路を次のとおり指定する。

令和3年4月1日

富山県知事 新 田 八 朗

1 指定する道路の路線名及び区間

路線名	区間
主要地方道 富山環状線	富山市飯野字六反田6番1から 富山市飯野字八幡割21番1まで
主要地方道 富山大沢野線	富山市飯野字八幡割22番1から 富山市五本榎56番2まで
国道 359号	砺波市芹谷字野田173番2から 砺波市久泉134番1まで
主要地方道 砺波福光線	砺波市苗加486番から 南砺市二日町1294番2まで
主要地方道 砺波福光線	南砺市田中799番1から 南砺市荒木5455番2まで

2 指定する期日

令和3年4月1日

富山県告示第172号

自転車及び歩行者専用道路の指定について

道路法（昭和27年法律第180号）第48条の13第2項の規定により、自転車及び歩行者専用道路を次のとおり指定するので、同条第5項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び富山県高岡土木センターにおいて4

月1日から1箇月間一般の縦覧に供する。

令和3年4月1日

富山県知事 新 田 八 朗

- 1 路線名 国道 415号
- 2 指定区間 高岡市太田字伊勢領1511番6から
高岡市太田字沢4947番1まで
- 3 指定期日 令和3年4月1日

富山県告示第173号

自転車及び歩行者専用道路の指定について

道路法（昭和27年法律第180号）第48条の13第2項の規定により、自転車及び歩行者専用道路を次のとおり指定するので、同条第5項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び富山県新川土木センター入善土木事務所において4月1日から1箇月間一般の縦覧に供する。

令和3年4月1日

富山県知事 新 田 八 朗

- 1 路線名 県道 富山朝日自転車道線
- 2 指定区間 下新川郡朝日町宮崎字横田3239番6から
下新川郡朝日町境字馬場 282番1まで
- 3 指定期日 令和3年4月1日

富山県告示第174号

自転車及び歩行者専用道路の指定について

道路法（昭和27年法律第180号）第48条の13第2項の規定により、自転車及び歩行者専用道路を次のとおり指定するので、同条第5項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び富山県高岡土木センター氷見土木事務所において4月1日から1箇月間一般の縦覧に供する。

令和3年4月1日

富山県知事 新 田 八 朗

- 1 路線名 国道 415号
- 2 指定区間 氷見市島尾字浦2205番 1 から
氷見市島尾字浦2205番 1 まで
- 3 指定期日 令和3年4月1日

富山県告示第175号

道路と護岸との兼用工作物の管理について

道路法（昭和27年法律第 180号）第20条第 1 項の規定により次のとおり道路と護岸との兼用工作物の管理の方法について協議が成立したので、同条第 6 項の規定により公示する。

関係図書は、富山県土木部道路課及び富山県高岡土木センターに備え置いて縦覧に供する。

令和3年4月1日

富山県知事 新 田 八 朗

- 1 道路の種類及び路線名
国道 415号
 - 2 道路の位置
高岡市太田字伊勢領地先から高岡市太田字沢地先まで
 - 3 他の工作物の管理を行う者の氏名及び住所
氏名 海岸管理者 富山県知事
住所 富山市新総曲輪 1 番 7 号
 - 4 他の工作物の管理者が行う道路の管理の内容
 - (1) 道路専用施設（路面、路肩、道路の附属物その他専ら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。）以外の部分の改築、維持又は修繕
 - (2) 原則として(1)に係る部分の災害復旧
 - 5 管理の期間
-

令和3年4月1日から当該施設の存続する日まで

富山県議会告示第1号

富山県議会の議員の資産等の公開に関する規程の一部改正について
富山県議会の議員の資産等の公開に関する規程（平成7年富山県議会告示第1号）
の一部を次のように改正する。

令和3年4月1日

富山県議会議長 五十嵐 務

第9条中「認印するとともに、」を削る。

様式第1号から様式第5号までの規定中「印」を削る。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

（議・総務課）

富山県議会告示第2号

富山県政務活動費の交付に関する規程の一部改正について
富山県政務活動費の交付に関する規程（平成13年富山県議会告示第1号）の一部
を次のように改正する。

令和3年4月1日

富山県議会議長 五十嵐 務

第7条中「、訂正箇所に押印するとともに、訂正年月日を記載しなければならない。この場合において、削った部分は、これを読むことができるように字体を残さ」
を削る。

様式第1号から様式3号まで及び様式第5号の規定中「印」を削る。

様式第7号中の規定中「印」を削り、

「

訂正する箇所	訂 正 前	訂 正 後

」

を

「

〇〇年度政務活動費収支報告書

(単位：円)

	訂 正 前	訂 正 後	訂 正 内 容
収 入 額			
支 出 額			
調査研究費			
研 修 費			
広聴広報費			
要請陳情等 活 動 費			
会 議 費			
資料作成費			
資料購入費			
事 務 所 費			
事 務 費			
人 件 費			
合 計			
差 引 額 (収入－支出)			

」

林振興センター及び砺波農林振興センターに備え置いて縦覧に供する。)